

巨理町ネーミングライツ・パートナー募集要項【施設等特定公募型】

1.趣旨

本町では新たな財源を確保するとともに、民間企業等とのパートナーシップにより町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本要項のほか、巨理町有料広告掲載の取り扱いに関する要綱（令和4年巨理町告示第12号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に従って、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2.ネーミングライツの概要

ネーミングライツ（命名権）とは、本町が保有する施設等（以下「施設等」とします。）に企業名・商品名などを冠した愛称（名称）を付与し、名称として使用することでネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツを取得した民間事業者等）から町が対価などを得て、施設の良好な管理運営に役立てるものです。

契約締結後、町ではその愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称（正式名称）は変更しません。また、愛称決定後も条例上の名称を併記させていただくことがあります。

◆ネーミングライツ導入のメリット◆

①PR効果

本町の施設等に命名した愛称が標示されることにより、本町が行う周知や広報活動、ネーミングライツ・パートナーが看板等を設置するで、幅広いPRが期待できます。

②イメージアップ効果

地域貢献企業として、企業ブランドや商品価値のイメージアップに繋がります。

3.参加要件

ネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。

- (1) 巨理町競争入札参加資格及び審査等に関する規程及び巨理町指名停止要領に基づく指名停止中の者
- (2) 巨理町暴力団等排除措置要綱に該当する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程により、更正手続開始の申し立てをしている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規程により、再生手続開始の申し立てをしている者
- (6) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (7) 国税及び地方税を完納していない者
- (8) 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- (9) その他町長が不適切であると認めたもの

4.対象施設及び最低命名権料等

対象施設及び提案金額については、別添1「対象施設一覧表」に記載されている施設及び最低命名権料以上の金額、愛称付与条件のとおりとします。

また、事業者から対象施設に提供するサービスなどの提案があれば、審査の対象とします。

※サービスの例：建物のリニューアル、壁面塗装、清掃活動、除草作業、花壇整備施設で使用する消耗品や備品の提供 など

5.契約期間等

(1) 契約期間

契約期間は、原則3年以上とします。

ネーミングライツ期間の始期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

(2) ネーミングライツ料以外の費用負担等

施設名称の標示（看板等）を愛称に変更することに伴う経費や新たな標示等を設置する費用、これらの愛称使用間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

また、表示サイン・看板等の設置箇所については、協議することとします。

内容	費用負担者
ネーミングライツ料（提供サービス含む）	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板の付替えや新規設置及び維持管理费用（設計費等も含む）（※注1）	
契約終了後の原状回復に係る費用	
パンフレット、封筒等の印刷物（※注2）	町
町ホームページの表示変更	

（※注1）表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について宮城県の屋外広告物条例等の基準に従い設置して頂くこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

（※注2）既に印刷済の印刷物については、更新の際に変更します。

6.提案の条件

(1) ネーミングライツの提案

- ①『親しみやすさ』や『呼びやすさ』等、町民等の理解を得られるような愛称としてください。
- ②有料広告掲載要綱第3条に該当しない広告とします。
- ③利用者等の混乱を避けるため、契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
- ④愛称は商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
- ⑤社会通念上、愛称として標示することが適当でない認められるものは、命名できません。
- ⑥複数企業等から1つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を明確にしたうえで応募してください。

7. 応募方法

申込書に必要事項を記入し、郵送または持参、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 巨理町ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）
- ② ネーミングライツ応募に係る誓約書（様式2）
- ③ 会社概要（パンフレット等任意様式）

(2) 募集期間

令和7年5月7日（水）から令和7年6月30日（月）まで（必着）

※窓口開設時間 8時30分～17時15分（土、日、祝日除く）

(3) 提出先

〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里 1 番地

巨理町企画課 共創イノベーション班

TEL：0223-34-0505

電子メール：kikaku1@town.watari.miyagi.jp

(4) 質問事項

- ①受付期間 令和7年6月6日（金）まで
- ②受付方法 質問書（任意様式）を上記「7. 応募方法（3）提出先」へ電子メールで提出してください。
- ③回答方法 質問に対する回答は、公平性を期すため、町公式ホームページに掲載します。ただし、募集期間中又は募集締め切り後であっても、応募の有無、他者の申請内容等の問合せに関しては、お答えすることができません。

(5) 注意事項

- ①提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ②応募及び調整にかかる一切の費用（事前対話等にかかる人件費・交通費等を含む一切の費用、損害等）の補填や賠償はいたしません。
- ③必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ④提出書類等は巨理町情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ⑤応募を途中で辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑥申込書等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

8. 選定方法

ネーミングライツ・パートナーの採用の可否等については、有料広告掲載要綱第15条に規定する審査委員会において審査、決定を行います。

9. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

応募に対する審査結果は、応募していただいたすべての申込者に通知します。

(2) 審査結果の公表

審査により選定された施設及び名称については、町公式ホームページ及び広報にて公表します。

なお、選定されなかった申込者についての公表は行いません。

10. 契約の締結

ネーミングライツを実施するにあたり、施設を所管する部署において必要な調整や契約手続等を行います。

また、ネーミングライツ・パートナー決定のPRのため、ネーミングライツ・パートナーの希望に応じて契約締結式等を開催します。日程については、別途協議します。

11. その他

- ①ネーミングライツ・パートナーの事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ②ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができることとします。
ただし、競合する申込がないか確認を行う場合があります。